

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成20年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果（抜粋）から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕らえたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属する者に限る。）の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

2 源泉徴収税率（平成20年分）

- (1) 利子所得（源泉分離） 15%
- (2) 配当所得

	平成15年1月～3月	平成15年4月～12月	平成16年1月～18年4月	平成18年5月～20年12月	平成21年1月～23年12月
上場株式の配当等（個人の大口株主を除く）	総合課税				総合課税と申告分離課税の選択適用
源泉徴収税率	20%	10%	7%（注）		
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下		上限なし		
35%源泉分離選択課税	1銘柄当たり1回25万円（年1回50万円）未達かつ発行済株式総数の5%未達		制度廃止		
上場株式の配当等（個人の大口株主） 未上場株式等の配当等	総合課税				総合課税と申告分離課税の選択適用
源泉徴収税率	20%				
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下			1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下	
35%源泉分離選択課税	1銘柄当たり1回25万円（年1回50万円）未達かつ発行済株式総数の5%未達		制度廃止		
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	源泉分離課税		総合課税		総合課税と申告分離課税の選択適用
源泉徴収税率	15%		7%（注）		
確定申告不要制度	対象外		適用（上限なし）		

（注）居住者の場合は他に住民税3%の特別徴収が必要です。

- (3) 割引債の償還差益（源泉分離） 18%（又は16%）
- (4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等 7%
- (5) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額（略）
- (6) 退職所得
 - イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」（略）
 - ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 20%
- (7) 報酬・料金等
 - イ 居住者に対して支払われるもの
 - (イ) 原稿料等（所得税法第 204条 1 項 1 号）
 - 弁護士、税理士等（同条 1 項 2 号）
 - 職業野球選手、騎手等（同条 1 項 4 号）
 - 芸能等についての出演、演出等（同条 1 項 5 号）
 - 契約金（同条 1 項 7 号）
 - (ロ) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条 1 項 2 号） = 1 回の支払金額 1 万円超
 - 職業拳闘家（同条 1 項 4 号） = 1 回の支払金額 5 万円超
 - 外交員、集金人、電力量計の検針人（同条 1 項 4 号） = 月中の支払金額 12 万円超
 - バー、キャバレーのホステス等（同条 1 項 6 号、措置法第 41 条の 20）
 - =（5 千円×計算期間の日数）を超える額
 - 広告宣伝の賞金（同条 1 項 8 号） = 1 回の支払金額 50 万円超
- (ハ) 診療報酬（同条 1 項 3 号） = 月分の支払金額 20 万円超 10%
- (ニ) 公的年金等（所得税法第 203 条の 2） = （公的年金等の支給額） - （控除額）
 - A 「扶養親族等申告書」を提出した場合 5%
 - B 「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合 10%
- (ホ) 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第 207 条）
 - （支払う年金の額 - その年金の額）に対応する保険料又は掛金の額で 25 万円以上のもの 10%
- ロ 内国法人に対して支払われるもの
 - ・馬主に支払われる競馬の賞金（所得税法第 174 条第 10 号）